別表第３(A)　（略）

別表第３(B)　目標空気比（Ⅱ　１　１－１　⑶ア．及びⅡ　１　１－２　⑴ア．関係）

⑴　ボイラーに関する目標空気比　（略）

（備考）

１　（略）

２　負荷率及び空気比の算定については、別表第３(A)⑴備考２及び３による。

３～６　（略）

⑵　（略）

別表第４(A)・別表第４(B)　（略）

別表第４の２　基準発電効率（Ⅰ　Ⅰ－２　２－２（４－２）④イ．関係）　（略）

（備考）

１　（略）

２　この表に掲げる基準発電効率の値は、離島等（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島等をいう。別表第７において同じ。）に設置するものについては適用しない。

３　（略）

４　この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が25万kW未満の火力発電設備の発電効率については適用しない。

⑴　沖縄県（離島等を除く。）に設置するものであること。

⑵　発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分６％以上の出力変化が可能であること。

⑶　定格時の高位発熱量基準による発電端効率が30.0％以上であること。

⑷　年間設備利用率が５％未満であること。なお、「年間設備利用率」は、次の算定式により求めること。

年間発電量（単位　kWh）÷｛発電設備の出力（単位　kW）×（8,760（単位　時間）－発電設備のトラブル又はメンテナンス等による休止時間（単位　時間））｝

別表第５～別表第６の２(B)　（略）

別表第７　ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
１Ａ～６Ｂ	（略）	（略）	（略）
７Ａ	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に	（略）	（略）

別表第１(A)　（略）

別表第１(B)　目標空気比（Ⅱ　１　１－１　⑶ア．及びⅡ　１　１－２　⑴ア．関係）

⑴　ボイラーに関する目標空気比　（略）

（備考）

１　（略）

２　負荷率及び空気比の算定については、別表第１(A)⑴備考２及び３による。

３～６　（略）

⑵　（略）

別表第２(A)・別表第２(B)　（略）

別表第２の２　基準発電効率（Ⅰ　Ⅰ－２　２－２（４－２）④イ．関係）　（略）

（備考）

１　（略）

２　この表に掲げる基準発電効率の値は、離島等（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島等をいう。別表第５において同じ。）に設置するものについては適用しない。

３　（略）

（新設）

別表第３～別表第４の２(B)　（略）

別表第５　ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
１Ａ～６Ｂ	（略）	（略）	（略）
７Ａ	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に	（略）	（略）